

小委員会交渉の概要

交渉日：令和3年5月25日（火）15時50分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 人事部長（労務担当部長兼務）、制度企画課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
2021年夏季一時金に関する要求について	○勧告制度の下であっても、賃金に関する こと全ては労使交渉事項であり、会計年 度任用職員の一時金に影響することも踏 まえて、支給月数とともに、期末・勤勉 手当の配分についても、労使交渉で十分 議論すべき	○現行の条例、規則どおり、期末手当1. 25月分、勤勉手当1.025月分、合 計2.275月分を、また、再任用職員 については、期末手当0.7月分、勤勉 手当0.5月分、合計1.2月分を、6 月30日に支給
2021年一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善要求について	○育児休業などの制度利用に伴って一時金 が減額されてしまう育児・介護の事情を 抱える職員にとって切実な要求を退けた ○任用制度により上位級へ昇任することが できず、加算制度が適用されていない実 習教員・寄宿舎指導員の教育現場での貢 献と努力に応えない回答	○制度趣旨、国・他団体の状況、これまで の改正経過などを踏まえ、現行どおり ○一定の経験年数を基準とした職務段階別 加算制度の導入につきましても、職責に 応じて加算するという制度本来の趣旨に 照らし、現行どおり
2021年夏季休暇の改善要求について	○総労働時間の短縮、職員の心身の健康の 保持や働く意欲を高め、ワーク・ライフ・ バランスを進める上でも重要な要求を拒 否 ○来年度の計画的な取得の準備を早い時期 から進めるためには、今年度の夏季休暇 の取得状況が集計され次第、速やかに、 その内容について、より緻密に調査・分 析し、それを基に労使で議論が必要	○夏季休暇の日数については、国・他団体 等と比較して充実したものであると考 えており、現行どおり ○取得期間の恒常的な拡大については、国 及び他団体の多くが7月から9月までと していることを踏まえれば、要求に応 えることは困難 ○引き続き、夏季休暇の計画的な取得のよ り一層の推進に向け、取組を徹底
結婚休暇の特例措置について	○感染拡大が収束せず、3度目の緊急事態 宣言の発出・延長という事態の中で、始 期や取得可能期間が限定されている結婚 休暇と長期勤続休暇を取得することが困 難な状況であることは昨年と変わらず、 特例措置を行うことは必要な対応	○結婚休暇の始期を令和3年1月1日から 令和3年12月31日までの期間内の日 とすることができる職員について、始期 を令和4年12月31日までとすること も可能 ○本特例措置については、令和2年度の結 婚休暇の特例措置により、結婚休暇の始 期を令和3年1月1日から令和3年12 月31日までの期間内とすることができ る職員についても対象

事項	組合主張	当局主張
長期勤続休暇の特例措置について		<p>○長期勤続休暇の取得可能期間の終期が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの職員について、終期を令和4年12月31日まで延長</p> <p>○本特例措置については、令和2年度の長期勤続休暇の特例措置により、終期が令和3年12月31日となる職員についても対象</p>
定年引上げについて	<p>○定年年齢の引上げが、高齢期雇用制度だけでなく、任用制度をはじめ人事制度全般に影響を及ぼすとの認識は都労連も同様</p> <p>○この課題については、法律で規定されるものばかりでなく、条例で定めることとされているものも多く、これまで整理した論点について労使の議論を更に深める必要</p> <p>○都の実情に合った定年年齢の引上げに係る人事制度等の改正を労使合意により実現することを目指して、今後の交渉に臨むことを表明</p>	<p>○公務員における定年引上げ法案について、国公法等改正案は4月27日に、地公法改正案は5月20日に衆議院本会議において可決され、今後、参議院における審議を経て、今通常国会において成立する可能性が高い状況</p> <p>○公務員の定年引上げについては、高齢期雇用制度にとどまらず、人事制度全般に影響を及ぼすものと認識しており、これまで都が取り組んできた制度改革の趣旨も踏まえつつ、都の実情に即した検討を継続していく必要</p>